

広島市とバス事業者との共同運営システムの構築に係る覚書

令和6年3月22日

広島市（以下「市」という。）と、広島電鉄株式会社、広島バス株式会社、広島交通株式会社、芸陽バス株式会社、備北交通株式会社、中国ジェイアールバス株式会社、エイチ・ディー西広島株式会社及び株式会社フォーブル（以下「バス事業者8社」という。）は、広島市域における「共創による乗合バス事業の共同運営システム」（以下「共同運営システム」という。）の構築に関し、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 市とバス事業者8社は、本市の乗合バス事業について、全体最適化を図りながら「持続可能性」と「利便性」の高いものへと再構築することを目指し、官民の新たな連携体制である共同運営システムの構築により相互に連携・協力して取り組むこととする。

（プラットフォームの設立）

第2条 市とバス事業者8社は、共同運営システムの中核を担う組織として「バス協調・共創プラットフォームひろしま」を設立する。

2 前項の組織は、令和6年4月1日に設立し、令和7年1月を目途に法人化することを目指す。

（目的の達成に向けた取組）

第3条 市とバス事業者8社は、目的の達成に向け、令和6年2月策定の「共同運営システムによる乗合バス事業の再構築に向けた基本方針」に基づいて共同の取組を推進するものとする。

（参画の申出）

第4条 市とバス事業者8社以外の他の事業者等から、共同運営システムへの参画の申出があった場合の取扱いは、市とバス事業者8社が協議の上、決定する。

（運用等に関する事項）

第5条 この覚書に記載の事項のほか、共同運営システムの運用等に必要な項目については、市とバス事業者8社が協議して定める。

本覚書の成立を証するため、本覚書9通を作成し、市とバス事業者8社がそれぞれ署名の上、原本各1通を保有する。

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市

広島市長

松井一寛

広島市中区東千田町二丁目9番29号

広島電鉄株式会社

代表取締役社長

棕田昌夫

広島市中区光南六丁目1番68号

広島バス株式会社

代表取締役社長

神田和也

広島市西区三篠町三丁目14番17号

広島交通株式会社

代表取締役社長

前泰弘

東広島市西条西本町21番39号

芸陽バス株式会社

代表取締役社長

宇井千明

庄原市東本町三丁目12番12号

備北交通株式会社

代表取締役社長

山根英徳

広島市西区横川町三丁目2番47号

中国ジェイアールバス株式会社

代表取締役社長

酒井俊臣

広島市西区己斐上五丁目56番6号

エイチ・ディー西広島株式会社

代表取締役社長

古本靖幸

広島市安佐南区相田二丁目5番18号

株式会社フォーブル

代表取締役社長

中富元